

## DIP型会社更生手続の概要

著者	加藤 隆弘
雑誌名	金沢大学経済論集 = Kanazawa University Economic Review
巻 号	32 1
ページ	147-156
発行年	2011-12-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/30418">http://hdl.handle.net/2297/30418</a>

# DIP型会社更生手続の概要

加 藤 峰 弘

- I DIP型更生手続が導入された経緯
- II DIP型更生手続を導入した目的
- III DIP型更生手続が認められる要件
- IV DIP型更生手続の手順
- V DIP型更生手続の留意点
- VI DIP型更生手続の評価

## I DIP型更生手続が導入された経緯

DIP型会社更生手続とは、経営者が管財人として事業再生を主導する会社更生手続を指す。2003年に施行された改正会社更生法では、直接的な経営責任のない取締役を更生管財人に選任することが認められている。しかし実際には、改正法施行後に経営者が管財人に選任された案件はまったくなかった。

さて、表1から分かるように、改正法が施行された2003年の会社更生法の申立件数は47件であったが、その後漸減し06年はわずかに5件、07年はやや上向いたものの9件にすぎなかった。それに対し、

表1 会社更生法と民事再生法の申立件数

年	会社更生法 申立件数	民事再生法 申立件数
2000	24	597
2001	25	977
2002	64	953
2003	47	898
2004	39	673
2005	21	610
2006	5	571
2007	9	670
2008	29	884
2009	36	786
2010	15	496
合計	314	8,115

出所：帝国データバンク 倒産集計  
<http://www.tdb.co.jp/report/tosan/index.html>  
より筆者作成。

2006年の民事再生法の申立件数は571件、07年は670件に上った。こうした状況を憂慮し、2008年12月に発行された『NBL』No.895において、東京地裁民事第8部(商事部)に属する判事4名が連名で「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開」という論文を掲載し、この論文の中でDIP型更生手続を導入する旨が明示された。以上のように、DIP型更生手続は法改正によってではなく、運用の変更によって導入された。

## II DIP型更生手続を導入した目的

DIP型更生手続を導入した目的は次の2つである。ひとつは、数多くの、しかもできる限り早い段階での申立を促すことである。これまでの運用では、会社更生法を申し立てると経営陣は総入替を強いられてきた。しかし経営者側はほとんどの場合、経営権を手離すことを望んでおらず、それが申立件数の減少につながっていた。すなわち、会社更生法に適しているとされる大企業でさえ、あえて民事再生法を申し立てていた。多比羅・須藤・瀬戸(2008)によると、老舗百貨店そごうが2000年7月に民事再生法を申し立ててから、民事再生法を選択する上場企業が増加しており、大企業が否か、上場企業が否かが会社更生法を選択するか民事再生法を選択するかの判断基準とはならなくなったという。実際に2008年1月1日から11月30日までに倒産した上場企業30社のうち会社更生手続を選んだ企業が4社、破産手続に入った企業が5社なのに対し、民事再生手続を選んだ企業は21社に上った。また、事業継続に必要な資産にかかわる担保権者が数多く存在する場合など、民事再生手続ではなく会社更生手続でなければ事業再生を達成できないことが明白な場合でも、経営権を保持し続けたい経営者は万策が尽きるまで企業が存続する道を探り、会社更生法を申し立てなかった。事業価値の毀損・劣化は時間の経過とともに加速度的に進行するため、いったん事業価値の毀損・劣化に見舞われた企業は、できる限り早い段階で事業再生に踏み出すことが必要となる。しかし管理型更生手続では、経営者は事業価値の毀損・劣化がさほど進んでいない段階で申立を行うインセンティブがなく、早期事業再生が妨げられてきた。そこで上記論文「新たな展開」では、事業再生を支援する諸制度が

それぞれ自らの役割を果たすべく、使い勝手の良さを高めようと様々な工夫を凝らしている状況の下で、2000年に民事再生法が施行されて以降DIP型の法的整理が実績を積み重ねている事実にかんがみて、会社更生法もその成果を取り込んだほうがよいと判断し、違法な経営責任のない経営者については事業経営を継続させながら更生手続に携わることもあり得るとし、DIP型更生手続への道を開いた。ここで違法な経営責任とは、会社財産の私的流用・隠避、粉飾決算などを指す。

もうひとつは、手続の迅速化を図ることである。法的整理申立は事業価値の著しい毀損・劣化に直結する。申立後も、時間が経つにつれて事業価値の毀損・劣化はさらに大きくなる。それを少しでも軽減するには、手続期間をできる限り短縮する必要がある。この点について、会社更生法は担保権、優先債権をも手続の中に取り込むため、権利変更を強いられる利害関係人の数が多くなり、民事再生法に比べて手続は長期化せざるを得ない。民事再生手続と管理型会社更生手続について、東京地裁における標準的なスケジュールによって手続期間を比較しても、前者は再生計画が認可されるまでわずか5ヵ月なのに対し、後者は更生計画が認可されるまで1年も要している。管理型更生手続では事前相談に2週間以上費やされる。同手続では、裁判所が申立後に経営陣に代わって事業経営を行う複数の保全管理人を選任し、保全管理人団を組成することになるが、事前相談の段階で裁判所が多数の保全管理人候補者の中から保全管理人選任予定者を選び出すのに最低でも2週間は必要となる。開始決定後は、管財人団が事業経営を担うことになるが、旧経営陣と管財人団の間で引き継ぎは行われるものの、事業内容を熟知していない管財人団が日常業務をこなしながら更生計画案を策定するには、やはり1年ほどの期間は必要となる。それに対しDIP型更生手続では、経営陣の総入替に伴う申立前後での事業の中断や社内体制の大きな変更がないため、円滑な事業継続と事業再生が可能となる。2010年1月に発行された『事業再生と債権管理』No.127に東京地裁民事第8部(商事部)に属する判事4名が連名で掲載した「東京地裁におけるDIP型会社更生手続の運用～導入後の1年間を振り返って～」によると、保全管理人候補者を選出する過程は省略されるため、事前相談は数日前でかまわない(実際には1週間以上前が多い)という。また、

開始決定後も従来の経営陣の経営手腕を活用できるため、意思決定や決裁も迅速に行うことができ、加えて管理型更生手続とは異なり、社内の人材を改めて把握し直す必要がないため、有能な人材の流出を抑制しながら、適材適所の人員配置を図ることも可能となる(永沢, 2010)。そして結局のところ、東京地裁によるDIP型更生手続の運用では、開始決定から認可決定までの期間は最短で6ヵ月を想定している。このようにDIP型更生手続を導入したことによって、手続の大幅な迅速化が可能になった<sup>1)</sup>。

### Ⅲ DIP型更生手続が認められる要件

上記論文「新たな展開」では、会社申立の案件で現経営陣が事業再生を手掛ける意欲を持つ場合には、開始決定時に以下の4要件を充足すれば、DIP型更生手続が認められるとしている。

- ① 経営者に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
- ② 主要債権者が経営者の経営関与に反対していないこと
- ③ スポンサーになるべきものがある場合には、その了解があること
- ④ 現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

要件①は法文上の規定にしたがったものである。すなわち、第67条第3項において、役員等責任査定決定を受けるおそれがある者は、管財人に選任することはできないと定められている。要件②は法文上の規定ではないが、主要債権者(メインバンク等)が更生手続開始後の現経営陣の経営関与に反対している場合には、更生計画案の可決が見込めないために設けられた。要件③も法文上の規定ではないが、プレパッケージ型事業再生などにより申立時にスポンサーが確定している場合には、事実上スポンサーの意向により、管財人が決定されるために設けられた。すなわち、更生手続開始後も現経営陣が事業経営を継続するのか、スポンサー側から管財人候補者を推薦するのかは、スポンサーが考える事業再生のプランによって決まってくる。要件④は保全段階で現経営陣に業務上、財産管理上、不適切な行為が見受けられた場合、更生手続開始後に現経営陣の同手続への関与を認めると、同手続が適切に遂

行されない可能性が高いと見込まれるために設けられた。

#### IV DIP型更生手続の手順

続いて、DIP型更生手続の手順について概観する。従来の管理型更生手続では、開始決定から認可決定まで約1年間を標準的なものとして運用してきた。一方、DIP型更生手続では、表2の通り、最短で6ヵ月を想定している。

DIP型更生手続は事前相談から始まるが、上述のように、保全管理人候補者を選出する過程は省略されるため、数日前でかまわないとされる。

事前相談を経て申立が行われると、管理型更生手続の場合には、ただちに保全管理命令が発せられ、第三者(通常弁護士)が保全管理人に選任されるが、DIP型更生手続の場合には、保全管理命令は発せられず、現経営陣が引き続き「事業経営権」と「財産管理処分権」を保持し、その地位にとどまる。その上で弁済禁止等の保全処分が発令され、それとともに監督命令と調査命令が発せられ、会社更生事件に携わった経験を持つ弁護士が監督委員兼調査委員(以下、監督・調査委員)に選任される<sup>2)</sup>。また1～3名程度の弁護士(案件によってはさらに公認会計士)が監督・調査委員代理を務め、監督・調査委員を補助する。

保全段階では、監督・調査委員は①同意事項(スポンサー契約とスポンサー選定に関する——フィナンシャル・アドバイザー (FA) 契約——の締結を含む)およびDIPファイナンスの共益債権化を通じて現経営陣の経営状況を監督するとともに、②開始決定を出すべきか否か、現経営陣の管財人としての適性(すなわち、上記4要件を充足するか否か)に関する調査を行う。監督・調査委員は現経営陣の管財人としての適性を調査するのに、現経営陣や従業員に対して面談を行う、主要債権者を直接訪問して意見を聴取する、上位30までの債権者に対してアンケートを送付するなどの方法を用いている。

また、保全段階においては、管理型更生手続に比しDIP型更生手続では、申立代理人の役割も大きく異なってくる。管理型更生手続では、申立代理人は申立直後に保全管理人団に協力して現場保全等に関与したり債権者説明会を開催したりするなどの役割を担ってきた。それに対し、DIP型更生手続で

表2 DIP型更生手続のスケジュール

標準的スケジュール	手続の各段階の進行イメージ
1～2週	<p>【申立代理人】 事前相談</p> <p>調査命令・監督命令、弁済禁止の保全処分 (法 39・35・37、28)</p>
3週	<p>【調査委員兼監督委員 (法 39・35)】 開始原因・財産状況・管財人の適性等の調査 現経営陣の経営状況の監督</p> <p>【現経営陣】 会社経営全般 (事業経営・財産管理処分権を留保)</p> <p>【申立代理人】 現経営陣に対する法律的助言</p> <p>開始決定 (法 41)</p>
6週	<p>【事業家管財人 (現経営陣)】 更生計画案の策定</p> <p>資産・負債の調査確定</p> <p>【申立代理人】 事業家管財人に対する法律的助言</p>
18週	<p>【調査委員 (法 125)】 更生計画案に対する 当否の調査</p> <p>会社財産及び財産の管理状況 (債権 調査、財産評定を含む) の調査</p>
23週	<p>債権届出期間 (終期) (法 42)</p> <p>財産評定完了 (法 83)</p> <p>認否書提出期限 (法 146Ⅲ)</p> <p>&lt;更生債権等調査期間&gt;</p> <p>査定申立等の裁判期間 (法 151～)</p>
5週	<p>計画書提出期限</p> <p>決議に付す決定 (法 189)</p> <p>&lt;書面投票期間&gt; (決議集会非開催)</p>
1, 2月 ～3年	<p>認可決定 (法 199)</p> <p>【事業家管財人 (現経営陣)】 更生計画の遂行</p> <p>終結決定 (法 239)</p>

出所：難波・渡部・鈴木・徳岡(2008)，24ページ。

は、申立代理人は債務者企業から委任を受けた法律専門家として、主体的に保全業務を行ったり、より積極的に事業経営と財産管理処分について適切な法的助言を行ったりすることになる。

開始決定時の運用は次の通りである。監督・調査委員の調査報告を経て、更生手続開始が認められるとともに現経営陣から管財人を選任する4要件が充足される場合には、DIP型更生手続の開始決定がなされ、現経営陣の中から(事業家)管財人が選任される。更生手続開始決定と同時に、改めて調査命令を発して、保全段階における監督・調査委員を調査委員に選任する(なお、監督委員の制度は開始決定前にしか認められていない)。申立代理人は、案件に応じて、事業家管財人との間で契約を結んで法律家アドバイザーとなるか、法律家管財人に選任される。

開始決定後は、現経営陣の中から選任された事業家管財人が、申立代理人から移行した法律家アドバイザーの補佐を受け、または申立代理人から選任された法律家管財人とともに、財産評定、債権調査、更生計画立案などを行うことになる。調査委員は公正・中立な立場から管財人業務の当否を調査する。具体的には、調査委員には①管財人が裁判所に対して提出する報告書の当否、財産評定後に管財人が作成して裁判所に提出する貸借対照表と財産目録の当否、管財人が提出する更生債権等に関する認否書の当否、更生計画案の当否等について調査し、裁判所に報告すること、②管財人が裁判所からの要許可事項の許可申請を行う場合に意見を付することが求められる。調査委員は、管財人団会議への出席等を通じて日常業務の報告を受けるとともに、財産評定、更生担保権者との交渉、スポンサー選定、更生計画案策定などの方針についても報告を受けるが、そのような報告に対して随時、意見を述べるなど更生手続に積極的に関与する。なお、調査委員の調査事項は多岐にわたるため、必要に応じて弁護士や公認会計士を補助者として用いることが認められている。前者は「調査委員代理」の地位が与えられ、それに応じた役割を担うこともある。また、裁判所への許可申請に対する調査委員の意見については、裁判所もできる限り尊重するという運用を行っている。

さて、DIP型更生手続において、それが適正に運用されるか否かの鍵を握っているのは保全段階での調査・監督委員、開始決定後の調査委員である。調査・



監督委員，調査委員には，単に法令違反の有無をチェックするだけでなく，企業統治，経営戦略などにも関与することが求められる。したがって調査・監督委員，調査委員には法律の知識はもちろん，事業再生に関する幅広い知識が必要となろう。

## V DIP型更生手続の留意点

DIP型更生手続における留意点は，DIP型を念頭に会社更生法を申し立てても，必ずしもDIP型で運用されるとは限らないことである。上記4要件が満たされなければDIP型が認められることはない。特に4要件のうち，②「主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと」が満たされるか否かを，事前に会社側が正確に把握することは容易ではない。したがって申立代理人が経営破綻の原因，経営責任の在り方，経営陣の資質，メインバンク等主要債権者との交渉過程などを綿密に分析し，この要件が満たされるか否か見極めなければならない。また，いったんDIP型で手続が開始されたとしても，たとえば偏頗行為等が発覚し否認権を行使する必要性が出てきた場合には，事業家管財人に否認権の適切な行使を期待できない以上，手続の途中であっても管理型に移行することになる。このように開始決定後でも，業務上，財産管理上不適切な行為が発覚した場合には4要件の④「現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと」が満たされなくなったとして，DIP型更生手続が中止させられるのである。

また，上記論文「DIP型会社更生手続の運用」によると，「現実の運用の中では，管理型であっても，現経営陣を総退陣させるのではなく，再建に必要な相当数の役員に積極的な役割を担ってもらうなど，事案ごとに最適な態勢を組むことを可能にする運用を行っている」(34ページ)という。このように実際には，必要に応じて管理型とDIP型の折衷的な運用も行われている。

## VI DIP型更生手続の評価

表1から分かるように、DIP型更生手続の本格的な運用が始まった2009年の会社更生法の申立件数は前年比24.1%増の36件に上った。その中にはDIP型で申し立てられた案件が7件(全体の19.4%)含まれていた。このようにDIP型更生手続の導入は会社更生法の申立件数の増加に多少なりとも寄与している。従来、法的整理に移行後も経営陣が経営権を保持し続けることを望み、大企業であっても民事再生法を申し立てるケースが多かったが、今後はDIP型更生手続が定着するのに伴い、会社更生法の申立件数がさらに増加すると見込まれる。つまり、DIP型更生手続が定着すれば、民事再生法と会社更生法のどちらを申し立てるか、主に担保権者を手続に取り込む必要性の有無によって判断されることになろう。

ただし、上述のように、DIP型を念頭に会社更生法を申し立てても、必ずしもDIP型で運用されるとは限らない。実際にも、2009年にDIP型で申し立てられた7件のうち3件が管理型で開始された。このようにDIP型で開始されるか否かについては不確実性を伴う(いわゆる「予測可能性」問題が残る)ため、経営陣が経営権の保持に強くこだわる場合には、やはり民事再生法が選択されることになろう(または事業継続に必要な資産にかかわる担保権者が数多く存在する等、民事再生手続ではなく会社更生手続でなければ事業再生を達成できないことが明白であっても、会社更生法が申し立てられない)。その意味で、会社更生法について、数多くの、しかもできる限り早い段階での申立を促すためには、よりいっそうの改善が求められよう。

### 脚 注

- 1) ちなみに、裁判所に納める予納金(手続費用)についても、管理型更生手続が1億円近くかかる事例も見受けられる(永沢, 2010)のに対し、DIP型更生手続は1500万円～3500万円程度で済む(菅野・渡部・西村・馬渡, 2010)。
- 2) 監督委員は裁判所から指定された要同意事項に対する同意を通じて更生手続開始前の企業の監督を行うことを主な職務とする機関で、開始決定前に選任され、開始決定がなされるまでの間だけ設置される。一方、調査委員は裁判所から命じられた事

項について調査し、裁判所に報告することを主な職務とする機関で、開始決定の前後を問わず選任される。会社更生法上、役員責任査定決定が必要か否かの調査は、調査委員が行うこととされているが(第39条第2号)、現経営陣の管財人としての適性に関する調査は、監督委員が行うこととされている(第37条)。

#### 参考文献

- (1) 藤原総一郎(2009)『DIP型民事再生手続の実務とM&A戦略』商事法務。
- (2) 福岡真之介(2009)『事業再生ADRとDIP型会社更生の実務』清文社。
- (3) 小瀧麻理子(2009)「広がる経営陣の統投型 会社更生法手続き」、『DIP型』急増の舞台裏』『日経ビジネス』2月23日号, 日経BP社。
- (4) 永沢徹(2010)「DIP型会社更生手続による再建」『事業再生と債権管理』No.128, (社)金融財政事情研究会。
- (5) 難波孝一・渡部勇次・鈴木謙也・徳岡治(2008)「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開」『NBL』No.895, 商事法務。
- (6) 菅野博之・渡部勇次・西村英樹・馬渡直史(2010)『事業再生と債権管理』「東京地裁におけるDIP型会社更生手続の運用～導入後の1年間を振り返って～」No.127, (社)金融財政事情研究会。
- (7) 瀬川奈都子(2010)「企業の法的整理 事業の継続を重視」『日本経済新聞』3月15日付<法務インサイド>。
- (8) 瀬川奈都子・伊藤正倫(2009)「経営者が管財人に 裁判所が選任」『日本経済新聞』6月1日付<法務インサイド>。
- (9) 内田大輔(2009)「DIP型会社更生への取組み」『税理』10月号, ぎょうせい。
- (10) 多比羅誠・須藤英章・瀬戸英雄(2008)「『会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開』に対する検討」『NBL』No.895, 商事法務。
- (11) 帝国データバンクホームページ<http://www.tdb.co.jp/index.html>